

第76号議案

平成30年3月20日
任用給与課

東京都人事委員会規則等の一部改正について（給与関係・服務関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則等については、別添1のとおり改正し、施行する。

また、下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については申請・協議（別添2）のとおり承認・同意し、下記Ⅲの人事委員会承認事項等の一部改正については申請・協議（別添3）のとおり承認・同意する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則等の一部改正（別添1）

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則
- 2 初任給調整手当に関する規則の運用について

Ⅱ 東京都規則等の一部改正（別添2）

- 1 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（協議）
- 2 職員の給料の調整額に関する規則
- 3 地域手当に関する規則
- 4 特地勤務手当等支給規程
- 5 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
- 6 職員の勤勉手当に関する規則
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則)
- 7 学校職員の勤勉手当に関する規則
- 8 給料の特別調整額に関する規程（警視庁）

Ⅲ 人事委員会承認事項等の一部改正（別添3）

- 1 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について（知事外8任命権者）（申請・協議）
- 2 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 3 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外7任命権者）
- 4 昇給に関する基準について（警視庁）
- 5 オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて（知事外11任命権者）（協議）

I 東京都人事委員会規則等の一部改正

1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

給与条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
昇格時職務区分別 号給表 別表第8ロ	<p>【職責の変化に伴う区分の変更】</p> <p>職務区分2を適用する警視庁の部長級の職に「オリンピック・パラリンピック総合対策官」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピック総合対策官は、警視庁内におけるオリンピック・パラリンピック対策業務についての総合調整を担う職 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた様々な対策の本格的な実施に伴い、専門分野ごとの作業の進捗などを統括管理し、複数の理事官に対して総合調整権を有するなど、その職責は職務区分2に定める職に相当
初任給、昇格及び 昇給等に関する規 則の一部を改正す る規則の改正	<p>【級格付制度の廃止に伴う規定整備】</p> <p>給与条例の改正に伴い、上位の級に格付されたままとする根拠規定を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年改正規則附則第2項（管理職の級格付）を削除 ○ 平成20年改正規則附則第3項（一般職の級格付）を削除 <p>【文言整備】</p> <p>上記改正に伴う項の繰上げ等</p>
施 行 期 日 附則	平成30年4月1日

2 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
別 表	<p>【組織改正に伴う改正】</p> <p>東村山ナーシングホームを削除</p>
適 用 年 月 日	平成30年4月1日

II 東京都規則等の一部改正

1 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

「I」の「1」と同様の改正を行う（昇格時職務区分別号給表の改正を除く。）。

2 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 該 当 条 文	内 容
範 圍 及 び 額 別 表 イ	【条例改正に伴い支給対象の職務を追加】 福祉型障害児入所施設等において看護業務に従事する職員の配置基準の改正等に伴い、支給対象の職務を追加 （現行）看護師 → （改正後） <u>保健師、助産師及び看護師</u> 【組織改正に伴う改正】 東村山ナーシングホームを削除
施 行 期 日 附 則	平成30年4月1日

3 地域手当に関する規則の一部を改正する規則

被災地支援事務所に係る特例措置期間の延長に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 該 当 条 文	内 容
本 文 附 則 第 2 項	【期間延長に伴う改正】 被災地支援事務所への異動者に対する特例措置期間を1年延長 （現行）平成30年3月31日まで→（改正後）平成31年3月31日まで <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>（参考） 対 象 者：東日本大震災に係る被災地支援の業務に従事するため、 異動により東京都の区域以外の地域（本則では支給対象外）に勤務する者 支給割合：100分の20</p></div>
施 行 期 日 附 則	公布の日（平成30年3月29日予定）

4 特勤手当等支給規程の一部改正について

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容
公署及び支給割合 別表第一	【組織改正に伴う改正】 小笠原亜熱帯農業センター（畜産指導所）を削除
施 行 期 日 附則	平成30年4月1日

5 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容
別 表	【組織改正に伴う改正】 （現 行）共済組合事業部管理課 ↓ （改正後）共済組合事業部貸付課
施 行 期 日 附則	平成30年4月1日

6 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部改正)

平成29年の人事委員会勧告に伴う条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																						
成 績 率 第3条の4第1項 第1号、第2号、 第4号、第5号、 第6号(新設)、 第7号～第9号 第2項及び第3項	<p>【再任用局長級職員に係る規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再任用局長級職員の成績率に関する規定(第6号)を新設 ○ 第6号新設に伴う文言整備 (現行第6号以降を1号ずつ繰下げ) <p>【成績率の範囲の改正】</p> <p>平成30年6月以降の各支給期における支給月数の改正に伴い、成績率の上限と下限を改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>(参考) 支給額 = 給与月額 × 期間率 × <u>成績率</u></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年6月以降の成績率の範囲 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">成績率の範囲</th> <th rowspan="2">(参考:改正後) 条例に定める 支給割合</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定職</td> <td>0.8800 ~ 1.1999</td> <td>0.9240 ~ 1.2443</td> <td>1.00月</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>0 ~ 1.75</td> <td>0 ~ 1.80</td> <td>1.25月</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>現行のとおり</td> <td>0 ~ 1.80</td> <td>1.15月</td> </tr> <tr> <td>課長代理級</td> <td>0.8455 ~ 1.50</td> <td>0.8900 ~ 1.55</td> <td rowspan="2">0.95月</td> </tr> <tr> <td>主任以下等</td> <td>0.8550 ~ 1.45</td> <td>0.9000 ~ 1.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">再任用</td> <td>指定職</td> <td>0.4620 ~ 0.6299</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.4895 ~ 0.85</td> <td>0.51175 ~ 0.85</td> </tr> <tr> <td>監督職</td> <td>0.4005 ~ 0.55</td> <td>0.42275 ~ 0.60</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>0.4050 ~ 0.55</td> <td>0.42750 ~ 0.55</td> </tr> </tbody> </table>		成績率の範囲		(参考:改正後) 条例に定める 支給割合	改正後	現行	指定職	0.8800 ~ 1.1999	0.9240 ~ 1.2443	1.00月	部長級	0 ~ 1.75	0 ~ 1.80	1.25月	課長級	現行のとおり	0 ~ 1.80	1.15月	課長代理級	0.8455 ~ 1.50	0.8900 ~ 1.55	0.95月	主任以下等	0.8550 ~ 1.45	0.9000 ~ 1.50	再任用	指定職	0.4620 ~ 0.6299	—	管理職	0.4895 ~ 0.85	0.51175 ~ 0.85	監督職	0.4005 ~ 0.55	0.42275 ~ 0.60	一般職	0.4050 ~ 0.55	0.42750 ~ 0.55
	成績率の範囲		(参考:改正後) 条例に定める 支給割合																																				
	改正後	現行																																					
指定職	0.8800 ~ 1.1999	0.9240 ~ 1.2443	1.00月																																				
部長級	0 ~ 1.75	0 ~ 1.80	1.25月																																				
課長級	現行のとおり	0 ~ 1.80	1.15月																																				
課長代理級	0.8455 ~ 1.50	0.8900 ~ 1.55	0.95月																																				
主任以下等	0.8550 ~ 1.45	0.9000 ~ 1.50																																					
再任用	指定職	0.4620 ~ 0.6299	—																																				
	管理職	0.4895 ~ 0.85	0.51175 ~ 0.85																																				
	監督職	0.4005 ~ 0.55	0.42275 ~ 0.60																																				
	一般職	0.4050 ~ 0.55	0.42750 ~ 0.55																																				
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部改正 附則第2項	<p>【文言整備】</p> <p>勤勉手当規則第3条の4の改正に伴い、引用条文の文言整備 (第3条第3項)</p> <p>(現行)「第3条の4第1項第1号から第8号まで」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後)「第3条の4第1項第1号から第9号まで」</p>																																						
施 行 期 日 附則第1項	平成30年4月1日																																						

7 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「II」の「6」と同様の改正を行う(再任用局長級職員に係る改正を除く。)

8 給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（警視庁）

公安職部長級（警視庁）の職務区分の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
別 表 第 1	【支給範囲の改正】 初任給規則別表第8ロ（公安職部長級職務区分表）の改正に伴い、「オリンピック・パラリンピック総合対策官」を区分3から削除 （改正後は区分2適用）
施 行 期 日 附則	平成30年4月1日

Ⅲ 人事委員会承認事項等の一部改正

- 1 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について（知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁）
給与条例の改正（級格付制度の廃止）に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容								
<p>表 題</p>	<p>【文言整備】</p> <p>(現 行) <u>級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後) <u>級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について</u></p>								
<p>1 昇任する場合の号給の決定方法</p>	<p>【級格付制度の廃止に伴う規定整備】</p> <p>(現 行) <u>級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員(以下「級格付者」という。)</u>が昇任又は降任する場合の号給の決定方法を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇任 昇任前の号給に別表に定める号給を加算した号給に決定 (職務の級はそのまま) ・降任 昇任前の号給に別表に定める号給を加算し、昇格時号給対応表の逆読みで決定 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後) <u>級格付者のうち、給与条例の改正に伴い、職務の級が切り替えられる者が再び当該職務の級に昇任する場合の号給の決定方法を規定</u></p> <p>同額又は直近上位の給料月額に、別表に定める号給を加算した号給に決定</p> <p>※ 降任の場合は、初任給規則どおり決定するため規定しない</p> <p><参考1>平成29年改正給与条例における級号給の切替方法 切替日における号給は、切替え後の職務の級の号給のうち、切替日の前日における号給の給料月額と同額又は直近上位の額の号給とする。</p> <p><参考2>別表に定める号給（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="542 1635 1021 1742"> <tr> <td>区 分</td> <td>2 級</td> <td>3 級</td> <td>4 級</td> </tr> <tr> <td>行 (一)</td> <td>2号給</td> <td>2号給</td> <td>4号給</td> </tr> </table>	区 分	2 級	3 級	4 級	行 (一)	2号給	2号給	4号給
区 分	2 級	3 級	4 級						
行 (一)	2号給	2号給	4号給						
<p>2 一部改正に伴う経過措置</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>【級格付制度の廃止に伴う経過措置】</p> <p>(1) 平成30年4月1日に昇格又は降格する場合は平成30年3月31日に昇格又は降格したものととして、従前の例により決定</p> <p>(2) 2(1)の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる場合（平成30年度昇任者等）は、人事委員会の承認を得て号給を決定することができる。</p>								
<p>3 施行期日</p>	<p>平成30年4月1日</p>								

2 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

平成29年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容																				
目 的 第1	【再任用局長級職員に係る規定整備】 改正後の勤勉手当規則第3条の4第1項第6号（再任用局長級職員の成績率）を根拠規定として追加																				
対 象 職 員 第2	【再任用局長級職員に係る規定整備】 対象職員に再任用局長級職員を追加																				
局長級職員の成績率の内容 第3	【支給割合の改正に伴う規定整備】 ○ 平成30年6月以降に支給する勤勉手当 ・ 勤勉月数 1.05月（現行） → 1.00月 (改正後) (現 行) <table border="1" data-bbox="512 871 935 1328"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>1.00超～1.1999月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>0.9300～1.00月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.88月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、<u>1.00月</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="987 871 1410 1328"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>1.05超～1.2443月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.9765～1.05月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.924月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、1.05月</td> </tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>1.00超～1.1999月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.9300～1.00月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.88月</u>	総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>1.00月</u>		段階	成績率	上位	1.05超～1.2443月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.9765～1.05月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.924月	総務局長が別に定めるものの成績率は、1.05月	
段階	成績率																				
上位	<u>1.00超～1.1999月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>0.9300～1.00月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>0.88月</u>																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>1.00月</u>																					
段階	成績率																				
上位	1.05超～1.2443月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	0.9765～1.05月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.924月																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、1.05月																					
再任用局長級職員の成績率の内容 第4（新設）	【再任用局長級職員に係る規定整備】 ○ 平成30年6月以降に支給する勤勉手当 ・ 勤勉月数 0.525月 ・ 拠出率 7%（下位は更に5%） (新設) <table border="1" data-bbox="512 1639 1043 2011"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>0.525超～0.6299月</u> の範囲で支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>0.48825～0.525月</u> の範囲で支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.462月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、<u>0.525月</u></td> </tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>0.525超～0.6299月</u> の範囲で支給の都度定める	中位	<u>0.48825～0.525月</u> の範囲で支給の都度定める	下位	<u>0.462月</u>	総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>0.525月</u>											
段階	成績率																				
上位	<u>0.525超～0.6299月</u> の範囲で支給の都度定める																				
中位	<u>0.48825～0.525月</u> の範囲で支給の都度定める																				
下位	<u>0.462月</u>																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>0.525月</u>																					

再任用局長級職員 の成績率 の段階の決定 第6（新設）	<p>【再任用局長級職員に係る規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再任用局長級職員の成績率の段階の決定について、定年前の局長級職員と同様の規定を整備 ○ 再任用局長級職員が2人又は3人の場合の少数特例を規定（新設） <table border="1" data-bbox="512 360 1406 600"> <thead> <tr> <th>成績率の段階</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>成績率対象者である職員のうち、知事が定める30%以内の者</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>上位及び下位以外の者</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>局長級職員業績評価の最終評価がBである者</td> </tr> </tbody> </table>	成績率の段階	基準	上位	成績率対象者である職員のうち、知事が定める30%以内の者	中位	上位及び下位以外の者	下位	局長級職員業績評価の最終評価がBである者
成績率の段階	基準								
上位	成績率対象者である職員のうち、知事が定める30%以内の者								
中位	上位及び下位以外の者								
下位	局長級職員業績評価の最終評価がBである者								
局長級職員業績 評価による評価 がなされない者 等の取扱い 第7	<p>【再任用局長級職員に係る規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再任用局長級職員のうち局長級職員業績評価による評価がなされない者等の取扱いについて、定年前の局長級と同様（※）の規定を整備 <p>※局長業績評価の基準日の翌日以降の昇任者に係る規定を除く。</p>								
附 則	平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。								

3 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会）

平成29年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正等により、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容																																
文 言 整 備 第1～第3 第8～第10	<p>【文言整備】</p> <p>勤勉手当規則の改正に伴う文言整備</p>																																
行（一）5級等職員 の成績率の内容 第4	<p>【支給割合の改正に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年6月以降に支給する勤勉手当（部長級） ・勤勉月数 1.30月（現行） → 1.25月 <table border="1" data-bbox="475 1727 1453 2063"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.75月）</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.80月）</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>3</td> <td>50%</td> <td>1.1625月</td> <td>1.209月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td>1.1000月</td> <td>1.144月</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>				改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：1.75月）	支給の都度定める （上限：1.80月）	上位	4	20%	中位	3	50%	1.1625月	1.209月	下位	2	20%	1.1000月	1.144月	最下位	1	0月	0月
			改正後	現 行																													
段階	評価	配分	成績率	成績率																													
最上位	5	10%	支給の都度定める （上限：1.75月）	支給の都度定める （上限：1.80月）																													
上位	4	20%																															
中位	3	50%	1.1625月	1.209月																													
下位	2	20%	1.1000月	1.144月																													
最下位	1		0月	0月																													

<p>行（一）4級等職員の成績率の内容 第5</p>	<p>(課長級) ・勤勉月数 1.20月(現行) → 1.15月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限:1.80月)</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限:1.80月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位(A)</td> <td rowspan="2">3</td> <td>10%</td> <td rowspan="2"><u>1.0810月</u></td> <td rowspan="2">1.128月</td> </tr> <tr> <td>中位(B)</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td><u>1.0235月</u></td> <td>1.068月</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>				改正後	現行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める (上限:1.80月)	支給の都度定める (上限:1.80月)	上位	4	20%	中位(A)	3	10%	<u>1.0810月</u>	1.128月	中位(B)	40%	下位	2	20%	<u>1.0235月</u>	1.068月	最下位	1	0月	0月
			改正後	現行																															
段階	評価	配分	成績率	成績率																															
最上位	5	10%	支給の都度定める (上限:1.80月)	支給の都度定める (上限:1.80月)																															
上位	4	20%																																	
中位(A)	3	10%	<u>1.0810月</u>	1.128月																															
中位(B)		40%																																	
下位	2	20%	<u>1.0235月</u>	1.068月																															
最下位	1		0月	0月																															
<p>行政系課長代理等職員の成績率の内容 第6</p>	<p>(課長代理級) ・勤勉月数 1.00月(現行) → 0.95月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限:1.50月)</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限:1.55月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.9025月</u></td> <td>0.950月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.8455月</u></td> <td>0.890月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.9500月</u></td> <td>1.000月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	最上位	10%	支給の都度定める (上限:1.50月)	支給の都度定める (上限:1.55月)	上位	30%	中位	60%	<u>0.9025月</u>	0.950月	下位	<u>0.8455月</u>	0.890月	対象外		<u>0.9500月</u>	1.000月									
		改正後	現行																																
段階	配分	成績率	成績率																																
最上位	10%	支給の都度定める (上限:1.50月)	支給の都度定める (上限:1.55月)																																
上位	30%																																		
中位	60%	<u>0.9025月</u>	0.950月																																
下位		<u>0.8455月</u>	0.890月																																
対象外		<u>0.9500月</u>	1.000月																																
<p>行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容 第7</p>	<p>(主任級以下及び技能系) ・勤勉月数 1.00月(現行) → 0.95月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:1.45月)</td> <td>支給の都度定める (上限:1.50月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.9120月</u></td> <td>0.96月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.8550月</u></td> <td>0.90月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.9500月</u></td> <td>1.00月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:1.45月)	支給の都度定める (上限:1.50月)	中位	60%	<u>0.9120月</u>	0.96月	下位	<u>0.8550月</u>	0.90月	対象外		<u>0.9500月</u>	1.00月											
		改正後	現行																																
段階	配分	成績率	成績率																																
上位	40%	支給の都度定める (上限:1.45月)	支給の都度定める (上限:1.50月)																																
中位	60%	<u>0.9120月</u>	0.96月																																
下位		<u>0.8550月</u>	0.90月																																
対象外		<u>0.9500月</u>	1.00月																																
<p>再任用管理職員の成績率の内容 第8</p>	<p>(再任用管理職員) ・勤勉月数 0.575月(現行) → 0.55月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.85月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.85月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">70%</td> <td><u>0.5170月</u></td> <td>0.5405月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4895月</u></td> <td>0.51175月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	30%	支給の都度定める (上限:0.85月)	支給の都度定める (上限:0.85月)	中位	70%	<u>0.5170月</u>	0.5405月	下位	<u>0.4895月</u>	0.51175月															
		改正後	現行																																
段階	配分	成績率	成績率																																
上位	30%	支給の都度定める (上限:0.85月)	支給の都度定める (上限:0.85月)																																
中位	70%	<u>0.5170月</u>	0.5405月																																
下位		<u>0.4895月</u>	0.51175月																																

<p>再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容</p> <p>第9</p>	<p>(再任用課長代理級)</p> <p>・勤勉月数 0.475月(現行) → 0.45月</p> <table border="1" data-bbox="496 237 1423 537"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.55月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.60月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.4275月</u></td> <td>0.45125月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4005月</u></td> <td>0.42275月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.4500月</u></td> <td>0.4750月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:0.55月)	支給の都度定める (上限:0.60月)	中位	60%	<u>0.4275月</u>	0.45125月	下位	<u>0.4005月</u>	0.42275月	対象外		<u>0.4500月</u>	0.4750月
		改正後	現行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:0.55月)	支給の都度定める (上限:0.60月)																					
中位	60%	<u>0.4275月</u>	0.45125月																					
下位		<u>0.4005月</u>	0.42275月																					
対象外		<u>0.4500月</u>	0.4750月																					
<p>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容</p> <p>第10</p>	<p>(再任用主任級以下及び技能系)</p> <p>・勤勉月数 0.475月(現行) → 0.45月</p> <table border="1" data-bbox="496 689 1423 990"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.55月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.55月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.4320月</u></td> <td>0.4560月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4050月</u></td> <td>0.4275月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.4500月</u></td> <td>0.4750月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:0.55月)	支給の都度定める (上限:0.55月)	中位	60%	<u>0.4320月</u>	0.4560月	下位	<u>0.4050月</u>	0.4275月	対象外		<u>0.4500月</u>	0.4750月
		改正後	現行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:0.55月)	支給の都度定める (上限:0.55月)																					
中位	60%	<u>0.4320月</u>	0.4560月																					
下位		<u>0.4050月</u>	0.4275月																					
対象外		<u>0.4500月</u>	0.4750月																					
<p>附 則</p>	<p>平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。</p>																							

教育委員会、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

4 昇給に関する基準について（警視庁）

警視庁における人事評価制度の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<p>昇 給</p> <p>第1 昇 給 の 決 定 第4 1 4</p>	<p>【人事評価制度の改正に伴う文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁職員の人事評価に関する規程の新設に伴う文言整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価に係る規定 (現 行)「警視庁職員勤務評定実施要綱」等 <li style="text-align: center;">↓ (改正後)「警視庁職員の人事評価に関する規程」等 ・ 読替え (現行)「勤務評定」→(改正後)「人事評価」 ・ 第4 1(2) 管理職等の評価結果の根拠 (現 行)「勤務評定の実施通達に定める評定配分により決定された勤務評定の評価結果」 <li style="text-align: center;">↓ (改正後)「警視庁職員の人事評価に関する規程第9条の規定に基づき作成した人事評価表の評価結果」 ○ 人事評価様式の変更に伴う文言整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4 1(1) 一般職層、監督職層の付与率又は区分該当職員欄の文言整備
<p>附 則</p>	<p>【適用年月日】</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>【経過措置】</p> <p>平成30年度は、下位区分の適用に当たり用いる前年度評価を、勤務評定に基づく評価とする読替えを規定</p>

5 オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて（知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁・交通局・水道局・下水道局）

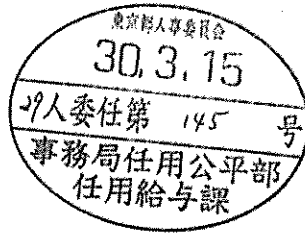
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する場合に職務専念義務の免除の対象となる職員の範囲を拡大する。

項 目	内 容																	
対 象 職 員 1 (1)	<p>【職務専念義務の免除の対象職員の拡大】</p> <p>○ 日本代表選手や強化指定選手以外で、次の①と②の両方を満たす者（強化指定選手に準ずる選手）の職免を承認</p> <p>① 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績あり</p> <p>② 直近のオリンピック、パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者</p> <table border="1" data-bbox="509 831 1425 1335"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="509 831 796 987">内 容 対 象</th> <th data-bbox="796 831 1082 987">オリ・パラ本大会、 予選大会に選手として参加する場合</th> <th data-bbox="1082 831 1425 987">JOC等から招集を受け、左記に密接に関連する強化合宿、大会等に選手として参加する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="509 987 587 1218" rowspan="2">現 行</td> <td data-bbox="587 987 796 1099">日本代表選手</td> <td data-bbox="796 987 1082 1099">職免（有給）</td> <td data-bbox="1082 987 1425 1099">職免（無給）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1099 796 1218">強化指定選手</td> <td data-bbox="796 1099 1082 1218">—</td> <td data-bbox="1082 1099 1425 1218">職免（無給）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 1218 587 1335">追 加</td> <td data-bbox="587 1218 796 1335"><u>強化指定選手に準ずる選手</u></td> <td data-bbox="796 1218 1082 1335">—</td> <td data-bbox="1082 1218 1425 1335">職免（無給）</td> </tr> </tbody> </table>			内 容 対 象		オリ・パラ本大会、 予選大会に選手として参加する場合	JOC等から招集を受け、左記に密接に関連する強化合宿、大会等に選手として参加する場合	現 行	日本代表選手	職免（有給）	職免（無給）	強化指定選手	—	職免（無給）	追 加	<u>強化指定選手に準ずる選手</u>	—	職免（無給）
内 容 対 象		オリ・パラ本大会、 予選大会に選手として参加する場合	JOC等から招集を受け、左記に密接に関連する強化合宿、大会等に選手として参加する場合															
現 行	日本代表選手	職免（有給）	職免（無給）															
	強化指定選手	—	職免（無給）															
追 加	<u>強化指定選手に準ずる選手</u>	—	職免（無給）															
実 施 時 期	平成30年4月1日																	

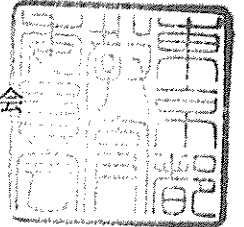
29教人勤第287号

平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿



東京都教育委員会



学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の改正等
について（協議及び申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）
の一部改正に伴い、別紙のとおり諸規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に
関する条例第25条等の規定に基づき協議及び承認方申請します。

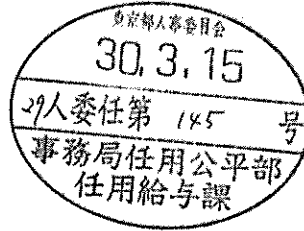
番号	名 称	規則等 番号	根拠規定	備考
1	学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第25条	承認 申請
2	学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の2 第2項及び第4項	承認 申請
3	給与条例改正に伴う給料の切替え等について	——	学校職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例(平成29年東京都条例第 104号)附則第4条及び第5条	協議



29 総人制第 757 号

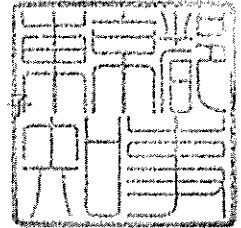
平成 30 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿



東京都知事

小池 百合



給与関係規則及び訓令の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正等に伴い、下記のとおり規則及び訓令の改正を行う必要があるため、給与条例第 9 条第 3 項、第 11 条の 2 第 3 項、第 13 条の 2 第 3 項及び第 21 条の 2 第 4 項、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 12 号）第 5 条第 1 項並びに外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年東京都条例第 12 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則及び訓令

- (1) 職員の給料の調整額に関する規則（昭和 47 年東京都規則第 161 号）
- (2) 地域手当に関する規則（昭和 43 年東京都規則第 19 号）
- (3) 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 51 号）
- (4) 特勤手当等支給規程（昭和 62 年東京都訓令第 9 号）
- (5) 職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）
- (6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則（昭和 63 年東京都規則第 25 号）

2 改正理由

給与条例の一部改正、平成 30 年 4 月 1 日付組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

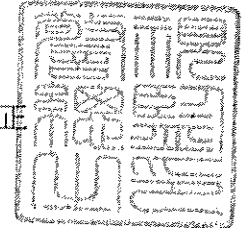
3 改正案文

別添のとおり

監. 警. 給. 諸第1139号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
吉 田 尚 正

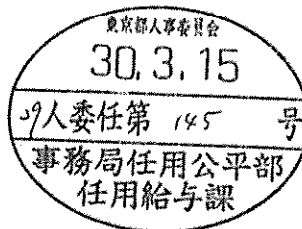


給与関係訓令の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第9条の2第3項の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する訓令
給料の特別調整額に関する規程（昭和35年4月15日警視庁訓令甲第14号）
- 2 改正の理由
初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）の一部改正に伴う支給範囲の改正
- 3 改正案文等
別添のとおり



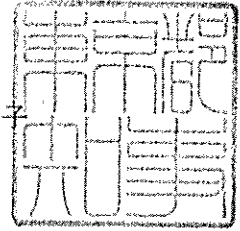


29 総人制第 799 号

平成 30 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

このことについて、給与制度の改正等に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 35 条及び改正後の「職員の勤勉手当に関する規則」（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

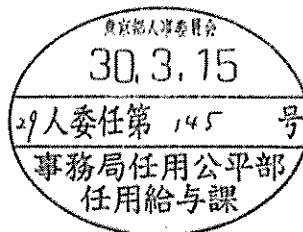
記

1 改正する事項

- (1) 医療系職員の免許取得前の採用について（昭和 45 年 3 月 26 日付 45 人委収秘第 110 号承認）【別紙 1】
- (2) 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について（平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認）【別紙 2】
- (3) 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙 3】

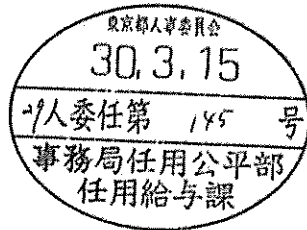
2 適用年月日等

- (1) 1 (1) 及び (2) については、平成 30 年 4 月 1 日
- (2) 1 (3) については、平成 30 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

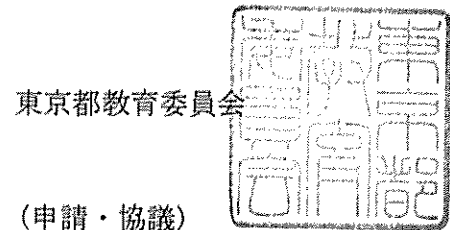




29教人勤第301号
平成30年3月14日



東京都人事委員会 殿



人事委員会承認事項の規定整備について（申請・協議）

今回の給与制度等の改正に伴い、下記のとおり規定整備を行いたいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項、改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号）第3条の4第1項、管理職手当支給に関する規則（昭和33年東京都教育委員会規則第21号）別表第1及び初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第35条の規定に基づき承認方申請し、学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和34年東京都教育委員会規則第3号）第21条の規定に基づき協議します。

記

1 改正する承認事項

- (1) 成績率の運用に関する要綱
（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）【別紙1】
- (2) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱
（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙2】
- (3) 管理職手当支給に関する規則別表第1の区分6の区分の適用を受ける校長について
（平成21年3月30日付20人委任第152号承認）【別紙3】

2 改正する承認・協議事項

級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について
（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）【別紙4】

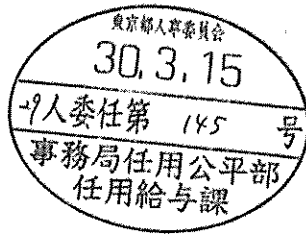
3 適用年月日等

- (1) 1(3)及び2については、平成30年4月1日
- (2) 1(1)及び(2)については、平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。

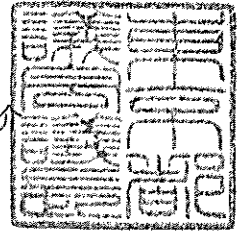


29 議総第 1300 号
平成 30 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿



東京都議会議長
尾崎大



人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

このことについて、下記の事項の改正については、平成 30 年 3 月 14 日付 29 総人制第 799 号による知事の例により実施したく申請いたします。

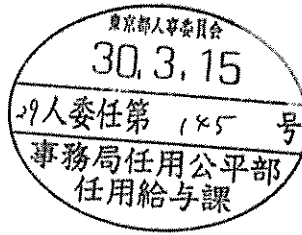
記

- 1 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について (平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認)
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認)

29 監総第 1057 号

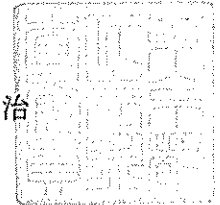
平成 30 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿



東京都代表監査委員

友 渕 宗 治

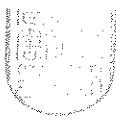


人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

このことについて、下記の事項の改正については、平成 30 年 3 月 14 日付 29 総人制第 799 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について (平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認)
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認)

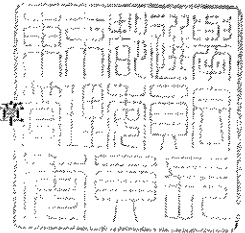


29 選総第 1651 号
平成 30 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会

委員長 宮崎 章

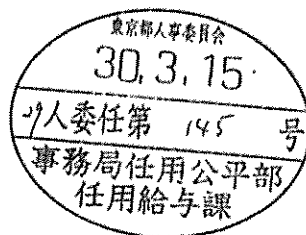


人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

このことについて、下記の事項の改正については、平成 30 年 3 月 14 日付 29 総人制第 799 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について (平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認)
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認)

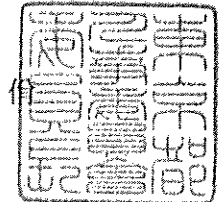




29 人委総第 1052 号
平成 30 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山

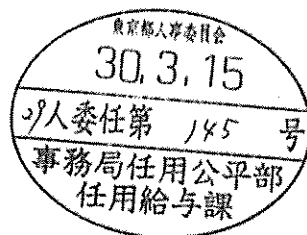


人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

このことについて、下記の事項の改正については、平成 30 年 3 月 14 日付 29 総人制第 799 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について (平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認)
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認)

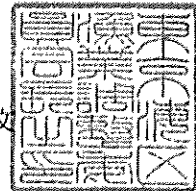




29東京漁調第135号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文

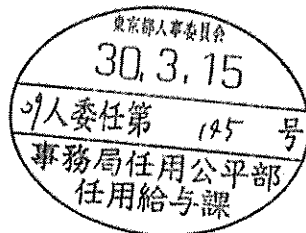


人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

このことについて、下記の事項の改正については、平成30年3月14日付29総人制第79号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成16年11月24日付16人委任第114号承認）

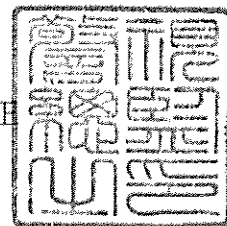




監. 警. 給. 審第 1183 号
平成 30 年 3 月 15 日

東京都人事委員会 殿

警視總監
吉 田 尚 正



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正等に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 28 条第 2 項及び第 35 条の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する事項

- (1) 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について（平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認）【別紙 1】
- (2) 昇給に関する基準（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）【別紙 2】

2 適用年月日等

平成 30 年 4 月 1 日

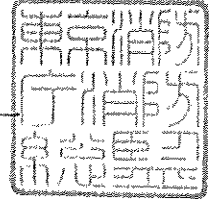


29人職第1348号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監

村上 研



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

このことについて、給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したので、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第35条及び改正後の「職員の勤勉手当に関する規則」（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

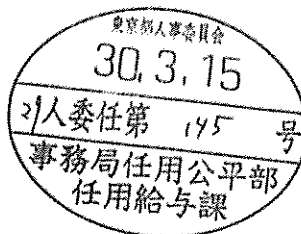
記

1 改正する事項

- (1) 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）（別紙1）
- (2) 東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）（別紙2）

2 適用年月日等

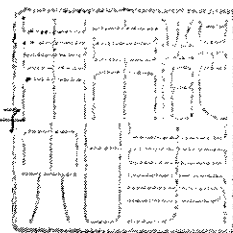
- (1) 1、(1)については、平成30年4月1日
- (2) 1、(2)については、平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。



29総人第1821号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）【別紙】

2 適用年月日

平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。



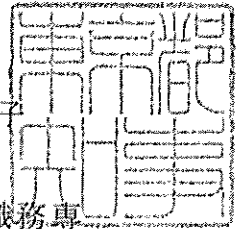


29総人人第1824号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

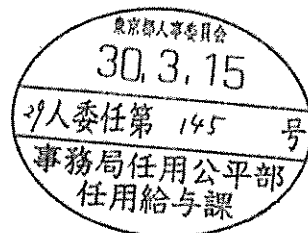
別紙のとおり

2 改正理由

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成30年4月1日



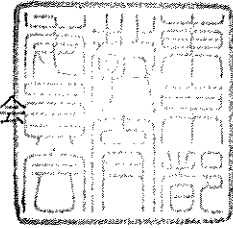


29教総総第2248号

平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成30年4月1日



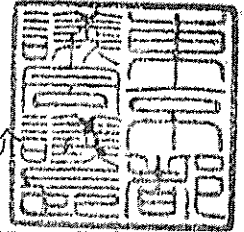


29議総第1257号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

尾崎 大介



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

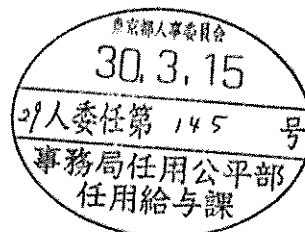
記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由

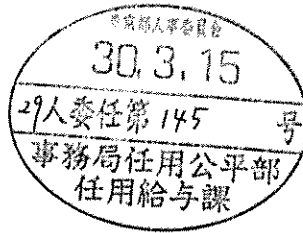
2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日
平成30年4月1日



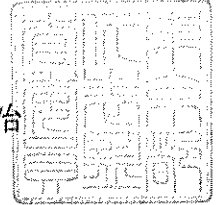
29監総第1064号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿



東京都代表監査委員

友 淵 宗 治



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

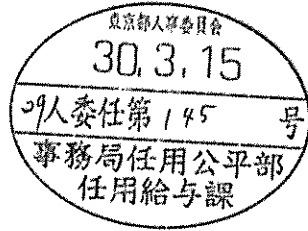
2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成30年4月1日



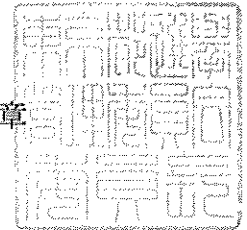
29選総第1638号
平成30年3月14日



東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会

委員長 宮崎 章



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

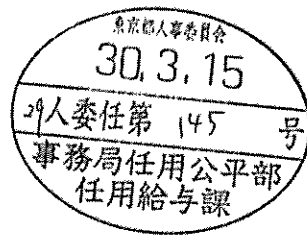
3 改正年月日

平成30年4月1日

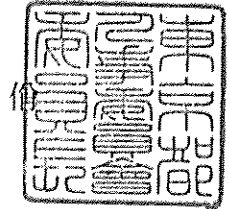


29人委総第1008号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿



東京都人事委員会
委員長 青山 伸



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

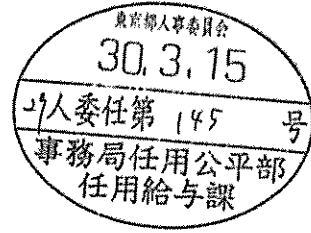
別紙のとおり

2 改正理由

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

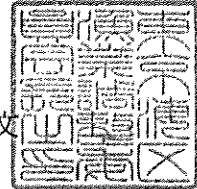
平成30年4月1日



29東京漁調第132号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

別紙のとおり

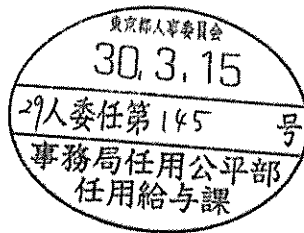
2 改正理由

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

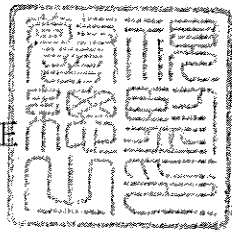
平成30年4月1日

東京都人事委員会 殿



監. 警. 人1. 監第11119号
平成30年3月14日

警視総監 吉田尚正



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について
(協議)

このことについて、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて（協議・申請）」（平成27年10月1日監. 警. 人1. 監第3757号）により協議・申請し、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて（同意・承認）」（平成27年10月5日27人委任第80号）により同意・承認を得て運用中のところ、下記のとおり、職務専念義務の免除の適用を受ける対象職員を追加したいことから、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、同意を得たく、申請します。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

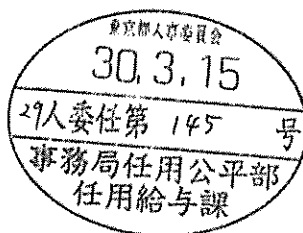
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成30年4月1日

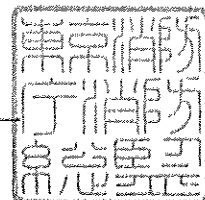


29人職第1426号
平成30年3月14日



東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 村上 研一



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分
別紙のとおり

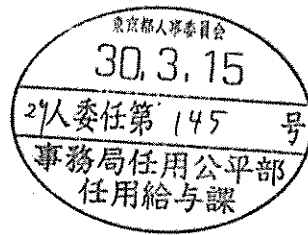
2 改正理由

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

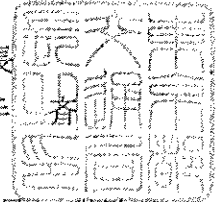
3 改正年月日
平成30年4月1日

29交職2097号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿



東京都交通局長
山手 斎



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由

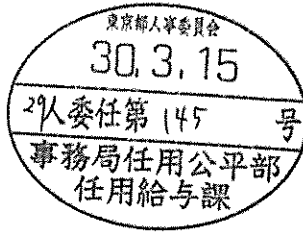
2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日
平成30年4月1日

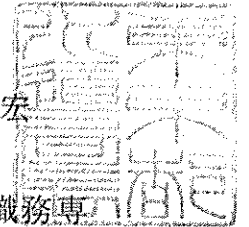


29 水職人第 943 号
平成 30 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿



東京都水道局長
中 嶋 正 宏



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 2 条第 7 号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第 3 条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成 30 年 4 月 1 日

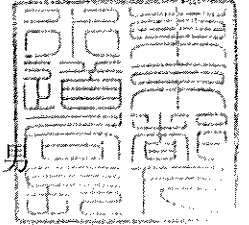


29下職人第1140号
平成30年3月14日

東京都人事委員会 殿



下水道局長
渡辺 志津男



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

別紙のとおり

2 改正理由

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、職員が選手として活躍することはそれらの施策の推進に有益であり、日本代表選手や強化指定選手である職員に加えて、今後オリンピック・パラリンピックへの出場可能性が高い職員に対しても積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成30年4月1日